

京都農業振興地域整備計画及び京北農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定に該当する軽微な変更をいたしましたので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

平成18年7月10日

京都市長 榎本頼兼

- 1 縦覧期間 平成18年7月10日以降常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農業計画課

(産業観光局農林振興室農業計画課)